

水質浄化施設維持管理業務委託実施仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件名

水質浄化施設維持管理業務委託（春木川流域）

2. 業務目的

生活排水汚濁水路浄化施設（以下「浄化施設」という。）の機能を正常に保持するために必要な保守点検及び維持管理業務等（以下「業務」という。）を行う。

3. 委託場所

市川市曾谷8丁目7番地先 外2箇所

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 市川市曾谷8丁目7番地先（路上） | 浄化施設1号機 |
| (2) 市川市曾谷6丁目25番（曾谷公民館内及び路上） | 浄化施設2号機 |
| (3) 市川市曾谷6丁目9番地先（百合台公園内及び路上） | 浄化施設3号機 |

4. 委託期間

契約日から令和9年3月19日まで
（保守点検の頻度は、年5回とする）

5. 業務実施日及び業務時間

(1) 業務実施日

保守点検日が概ね2ヶ月毎になるように工程表を作成し、業務計画書とともに監督職員の承認を得ること。

浄化施設2号機の一部は、曾谷公民館駐車場内にあるため、2号機の保守点検は、曾谷公民館の休館日（通常月の最終月曜日）に行うこと。

(2) 業務時間

市が特に指示した時を除き、原則として午前9時から午後5時の間とする。

なお、上記時間以外に業務を行う場合は、事前に担当職員に了解を得なければならない。

(3) 点検時等の立会い

立会いが必要とされる場合は、事前に担当職員と協議すること。

6. 業務計画書

受託者は、業務着手前に業務目的を達成するために必要な手順等についての業務計画書を契約後10日以内に提出し監督職員の承諾を得ること。

なお、業務計画書には次の事項を記載する。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 業務組織計画
- (4) 実施計画
- (5) 安全管理
- (6) その他

7. 業務内容

7-1 保守点検・維持管理

業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとし、浄化施設を正常に稼働させ良好な処理水（生活環境の保全に関する環境基準（河川）E 類型程度）を確保すること。

また、「市川市水質浄化施設点検報告書（添付3）」に従い、一般管理項目及び機器類の点検を行うこと。

- (1) 浄化施設の点検（運転・管理等）
- (2) 各種機械の潤滑油チェックおよび油脂類の注入等
- (3) 電源・信号系統・制御装置および接触ろ材の保守点検
- (4) 浄化施設・取水口・スクリーンの清掃および周囲の清掃等環境整備
- (5) 連続運転に必要な軽易な修理

【保守点検・維持管理（3施設）】1回当たりの作業内容は、下記を標準とする。

| 一般管理項目 | | 機器類の点検項目 | |
|--------|------|----------|------|
| 測定内容 | 槽数 | 測定内容 | 機械数 |
| 溶存酸素測定 | 21 槽 | 電流値 | 45 機 |
| 散気管状況 | 15 槽 | 絶縁値 | 45 機 |
| スカム状況 | 24 槽 | フロート状況 | 14 機 |
| 泡立ち状況 | 24 槽 | タイマー状況 | 16 機 |
| 色調 | 24 槽 | フィルター状況 | 10 機 |
| | | オイル状況 | 10 機 |

7-2 水質分析

年5回原水および処理水を採水し、水質分析を下記事項についておこなうこと。（水温・DO・透視度・PH・BOD・COD・SS・n-ヘキサン抽出物質）

【採取作業（3施設）】1回当たりの作業内容は、下記を標準とする。

| 項目 | 箇所数 | 備考 |
|-----|------|------------------|
| 採水※ | 6 箇所 | 原水×3 箇所、処理水×3 箇所 |
| 水温 | 6 箇所 | 〃 |
| 透視度 | 6 箇所 | 〃 |

※採取した試料を検査機関に持ち込む。

【参考】河川E類型基準値表

| 項目 | 基準値 |
|------------------|-----------------|
| 水素イオン濃度 (pH) | 6.0 以上 8.5 以下 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 10mg/l以下 |
| 浮遊物質量 (SS) | ごみ等の浮遊が認められないこと |
| 溶存酸素量 (DO) | 2mg/l以上 |

【水質分析回数】

| | 1号機 | | 2号機 | | 3号機 | | 計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 原水 | 処理水 | 原水 | 処理水 | 原水 | 処理水 | |
| 水温 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 30回 |
| DO | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 30回 |
| 透視度 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 30回 |
| pH | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 30回 |
| SS | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 30回 |
| BOD | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 30回 |
| COD | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 30回 |
| n-ヘキサン抽出物質 | 5回 | 5回 | — | — | — | — | 10回 |

7-3 堆積汚泥量調査

1号機～3号機の原水ピット槽・沈砂槽・汚泥貯留槽等の堆積汚泥（無機汚泥）の引抜を行うため堆積汚泥量の測定を行い、報告書を作成すること。

堆積汚泥量の測定箇所は、取水ピット、沈砂槽、沈殿槽、汚泥貯留槽及びBM槽とする。

7-4 汚泥引抜指導

汚泥引抜時に1日1人の技術員を汚泥引抜指導員として業務に当たらせること。なお、汚泥引抜き期間は3日間を想定している。

引抜・処分は、別発注であり本委託には含まない。汚泥引抜き量は、堆積汚泥量の測定結果により決定する。

7-5 修繕計画書の作成

浄化施設の機器等が故障し機能不全を起こさないように、計画的に修繕を行う必要がある。今後5年間に想定される修繕業務の項目、費用を算出し委託者に修繕計画書を提出すること。

- (1) 点検報告書に掲げる機器類の点検項目
- (2) 分電盤その他電気系統
- (3) 点検口
- (4) その他修繕が必要と考えられる箇所

8. 報告及び提出書類（成果品）

報告書は、原則A4で作成し、最終報告書はドッチファイル綴じで提出すること。

(1) 点検終了時の報告

原則として点検終了時に点検概要および水質、汚泥発生状況を、当日中に監督職員に、電話報告するとともにFAXまたは、電子メールにて報告すること。

(2) 点検報告

点検毎に市川市水質浄化施設点検報告書に必要事項を記入し、水質分析結果及び堆積汚泥量の測定結果と共に点検後の翌日から2週間以内に提出すること。

- ・点検報告書 一式
- ・点検状況写真 一式
- ・計量証明書 一式
- ・浄化施設維持管理の考察 一式
- ・堆積汚泥量の測定結果 一式
- ・現場測定器具 校正記録 一式
- ・作業日報（使用機器、現場作業従事者を含む） 一式
- ・道路使用許可証

環境基準値を大幅に超えた値が計測された場合は、できる限り早急に原因・対応方法について担当職員に報告すること。

(3) 修繕計画書

令和7年8月29日までに委託者に提出すること。

(4) 最終報告書及び完了届

下記に記した成果品をとりまとめ、委託期間内に提出すること。

- ・点検報告書（5回実施） 一式
- ・点検状況写真（5回実施） 一式
- ・計量証明書（5回実施） 一式
- ・浄化施設維持管理の考察（5回実施） 一式
- ・堆積汚泥量の測定結果（5回実施） 一式
- ・現場測定器具 校正記録（5回実施） 一式
- ・汚泥引抜指導報告書 一式
- ・作業日報（使用機器、現場作業従事者を含む） 一式
- ・完了届（添付5）

9. 添付資料

- (1) 添付1 水質浄化施設案内図
- (2) 添付2 各施設概要図
- (3) 添付3 市川市水質浄化施設点検報告書(様式)
- (4) 添付4 河川・水路等維持管理業務共通仕様書
- (5) 添付5 完了届(様式)

10. その他

- (1) 浄化施設内に立ち入る場合は、事前に酸素濃度および有毒ガスの有無の測定を行い、安全を確認後、立ち入ること。また、施錠のある箇所への立ち入りは、開錠等の打合せを担当職員と行うこと。
- (2) 点検時等は、付近の住民が立ち入らない様に安全面の点検を行い、問題点を把握した場合は応急処置を行い、速やかに監督職員に連絡すること。
- (3) 汚水・汚泥の河川流出及び災害防止については、万全を期し、重大な故障および事故が発生したときは、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示を仰ぐとともに適切な処置を講ずること。
- (4) pH測定器など機械校正を必要とする機械の校正記録(証明書等)を、測定前に担当職員に提出すること。
- (5) 試験・分析について、必要項目をすべて自社試験施設で対応可能であれば、特に公的機関に依頼する必要はない。試験結果証明書については報告書にて提出すること。
- (6) この仕様書に定めがない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

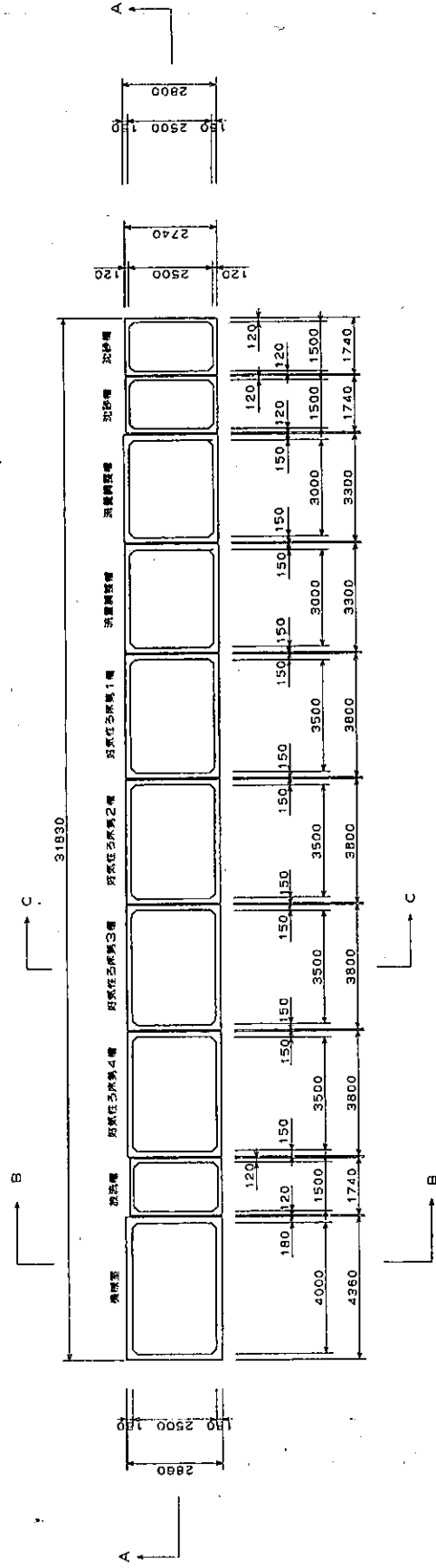
水質浄化施設 案内図 (水質浄化施設 2号機・3号機)



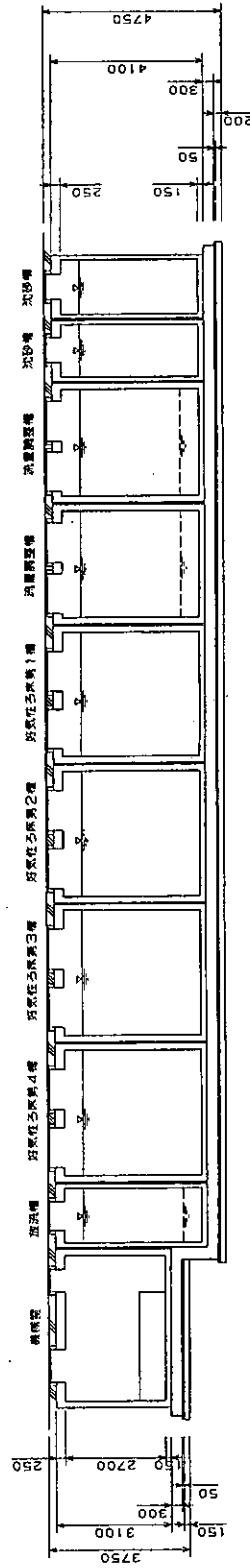
水質浄化施設1号機
市川市菅谷8丁目7番地先

処理施設一般図

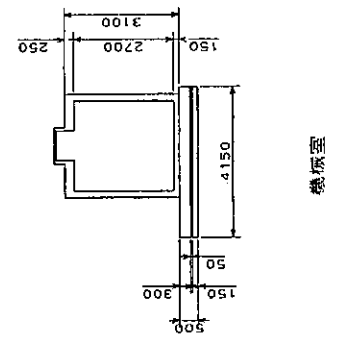
平面図 S=1/100



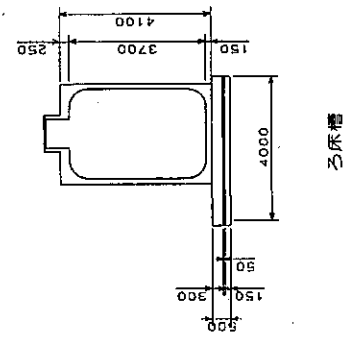
A-A断面図 S=1/100



B-B断面図 S=1/100

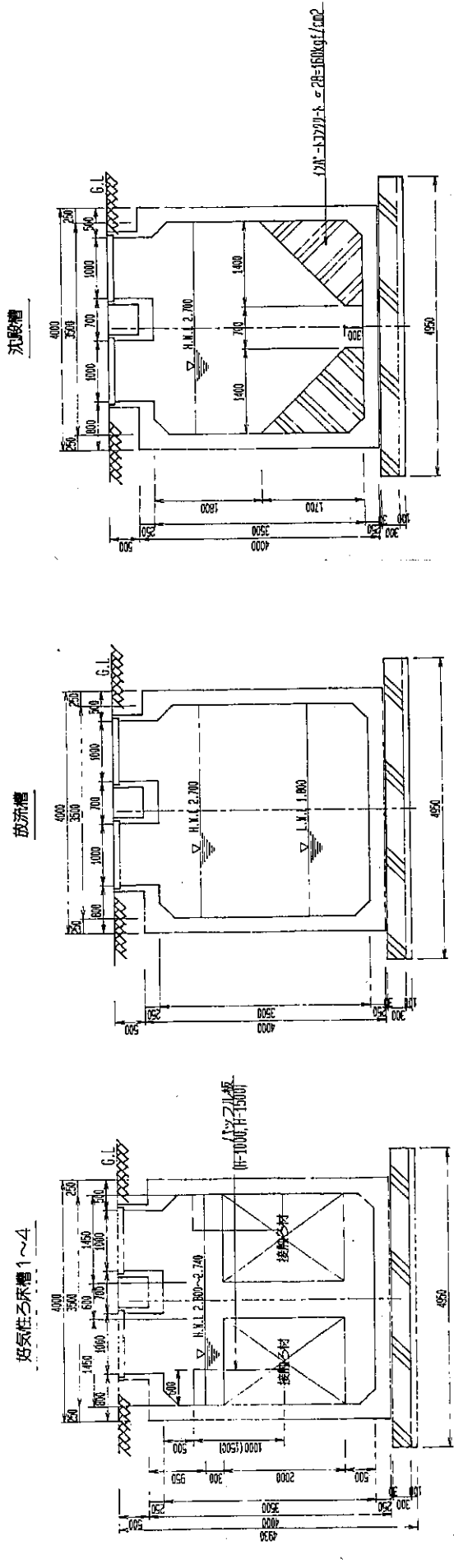
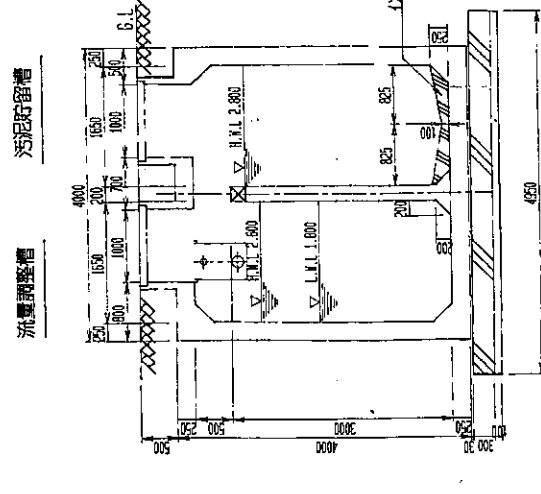
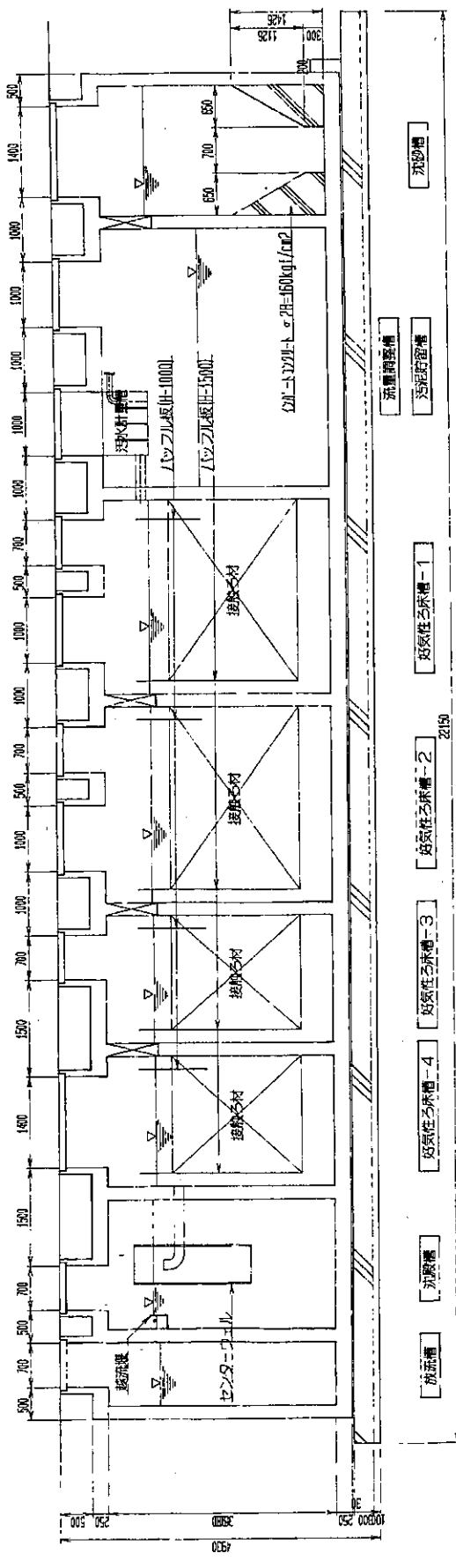
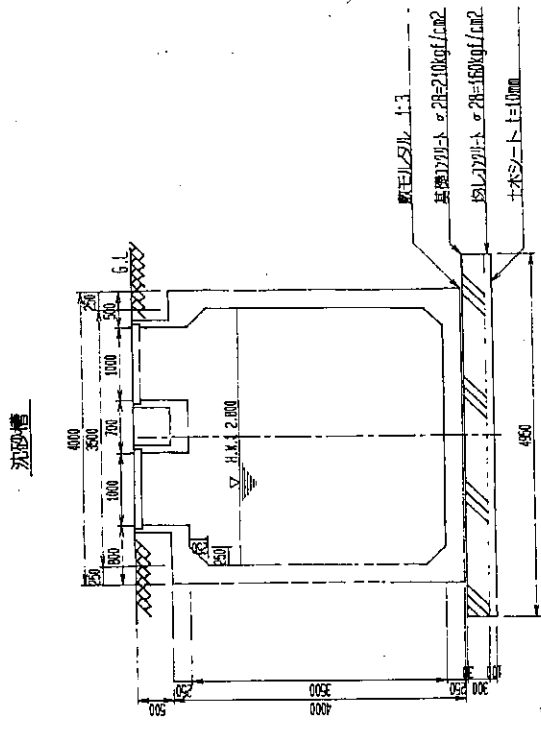
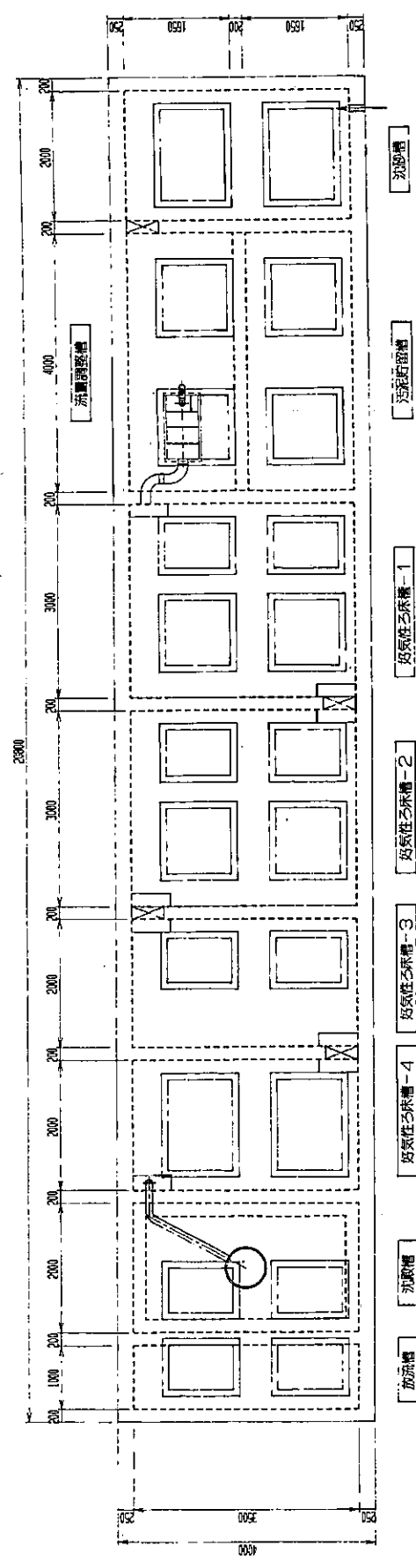


C-C断面図 S=1/100



| | |
|--------|----------------------|
| 沈砂槽 | 23.7 m ² |
| 洗滌沉砂槽 | 40.1 m ² |
| 延水性三次槽 | 111.1 m ² |
| 放流槽 | 10.0 m ² |

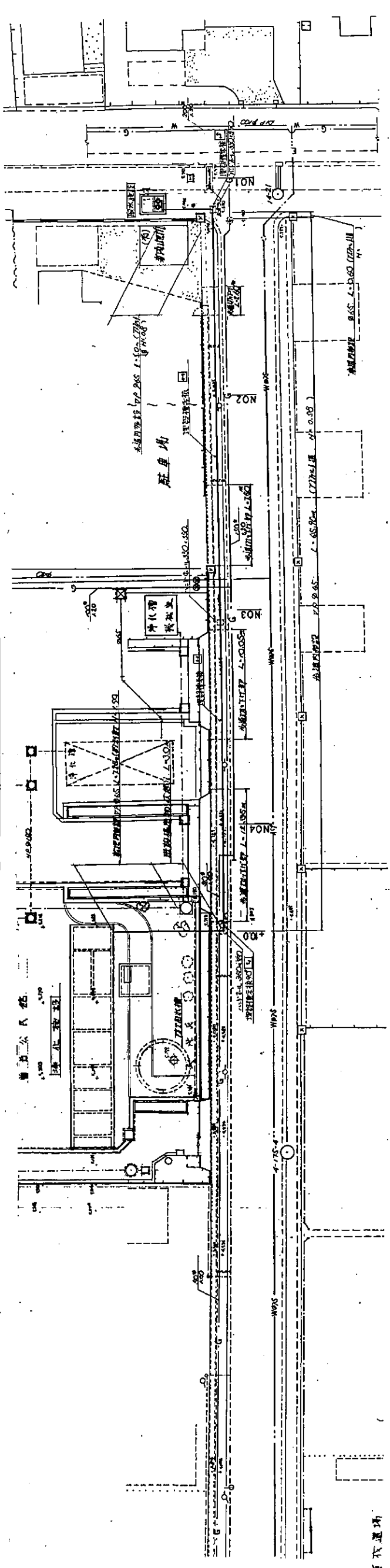
処理施設一般図 S=1/50



*水位は水面を表す。

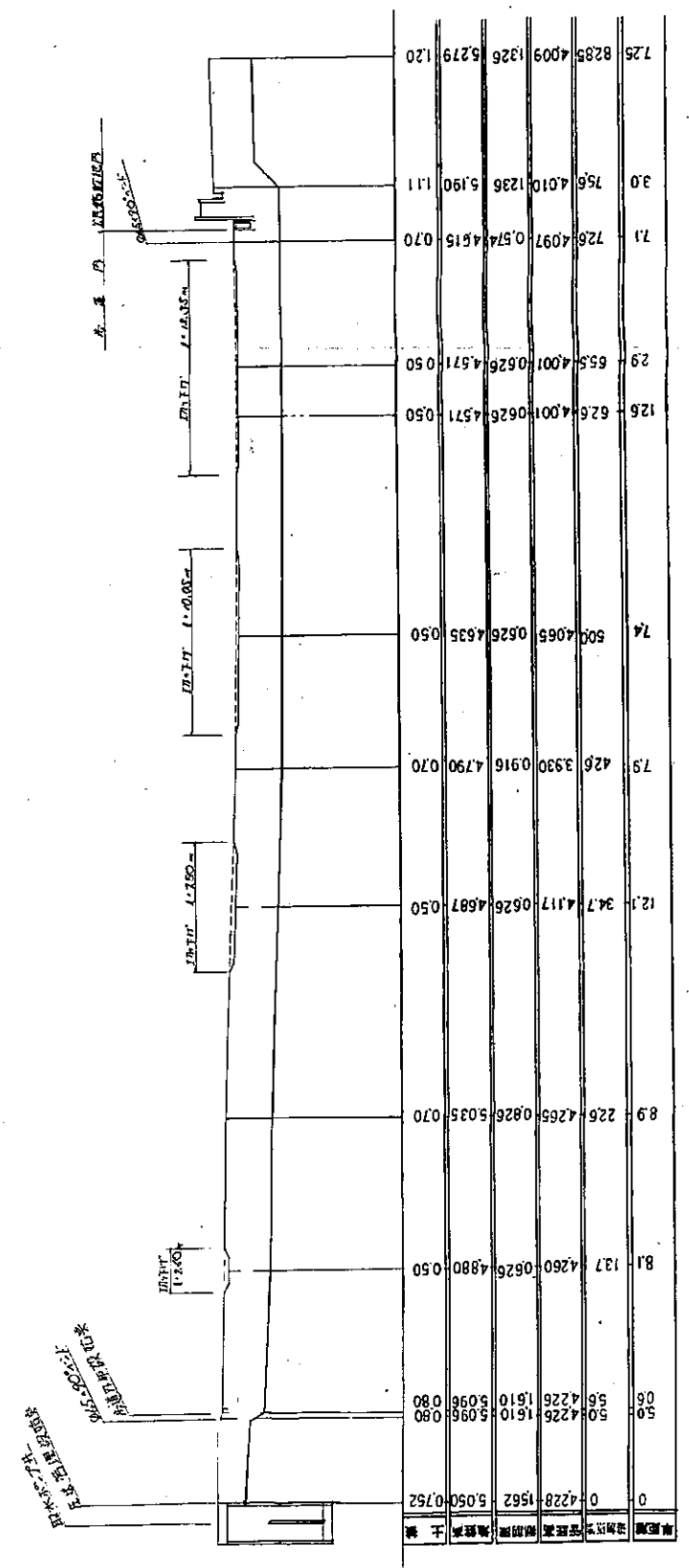
導水管平面圖・縱断面圖

平面圖 s=1/200

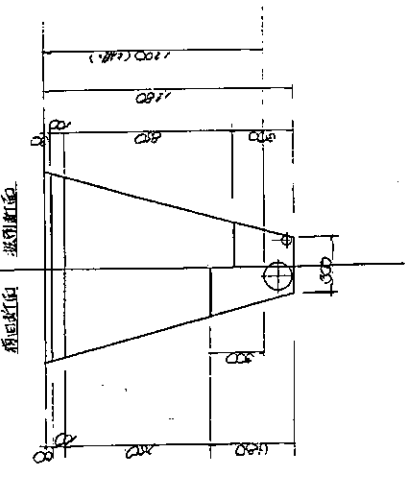


實尺圖

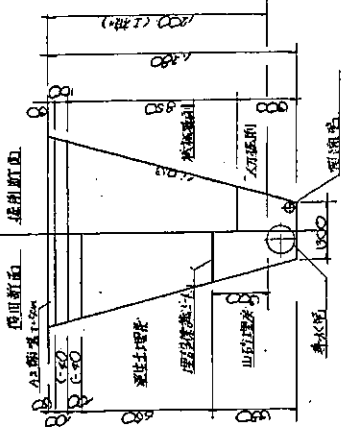
縱断面圖 s=1/200



一號沙通節標準断面



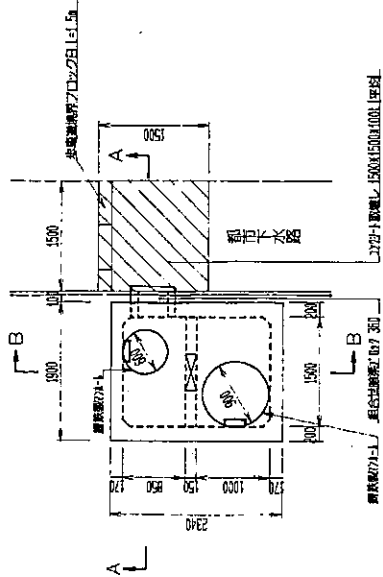
二號沙通節標準断面



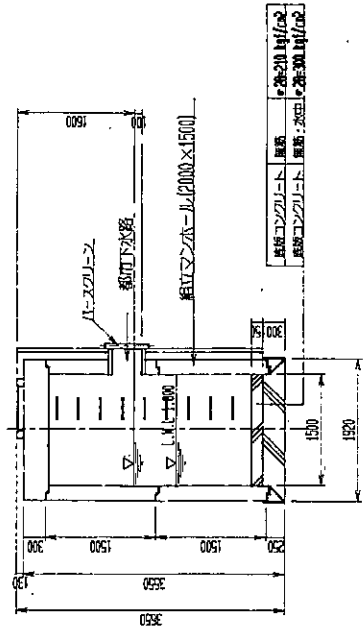
取水ピット S=1/50

平面図

1-1

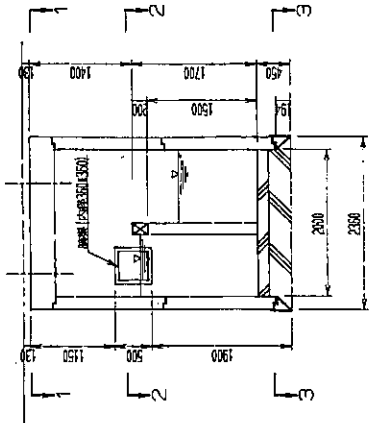


A-A



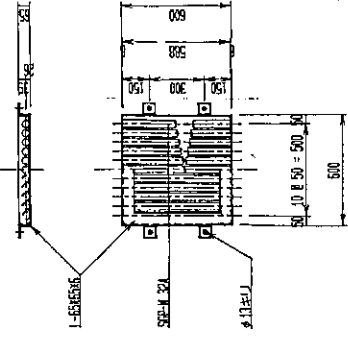
断面図

B-B

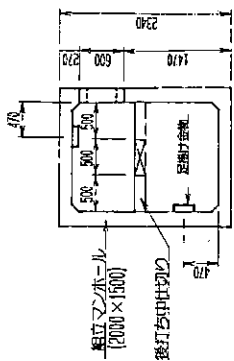


ハースクリン詳細図 S=1/20

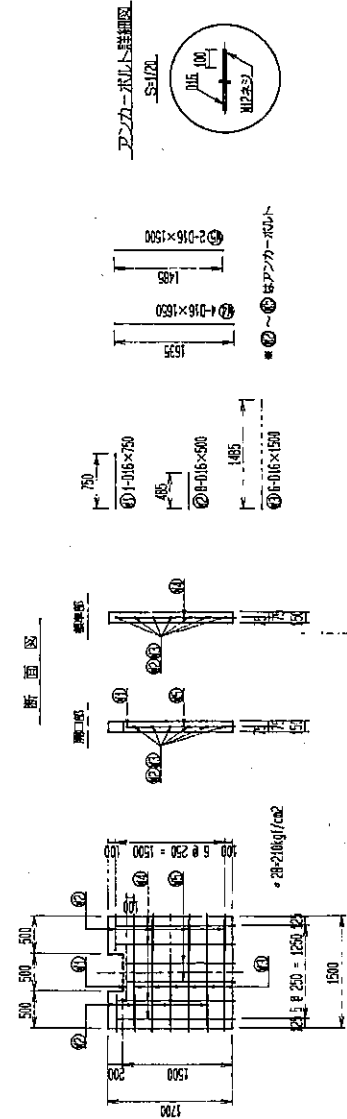
工務株式会社



2-2



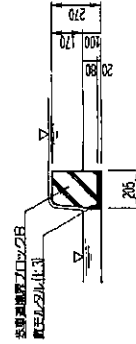
接打中仕切の配筋図 S=1/50



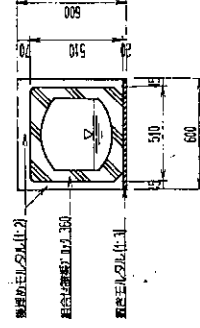
鉄筋表

| 種別 | 径 | 長さ | 本数 | 単位重量 | 1本当り重量 | 質量 | 備考 |
|----|-----|------|----|-------|--------|--------|---------|
| | mm | m | | kg/m | kg/本 | kg | |
| K1 | φ16 | 250 | 1 | 1.580 | 1.170 | 1.170 | |
| K2 | φ16 | 500 | 1 | 1.580 | 0.780 | 0.780 | アウターボルト |
| K3 | φ16 | 1500 | 5 | 1.580 | 2.340 | 11.700 | |
| K4 | φ16 | 1550 | 4 | 1.580 | 2.574 | 10.296 | |
| K5 | φ16 | 1500 | 2 | 1.580 | 2.340 | 4.680 | |
| | | | | | 計 | 35.436 | |

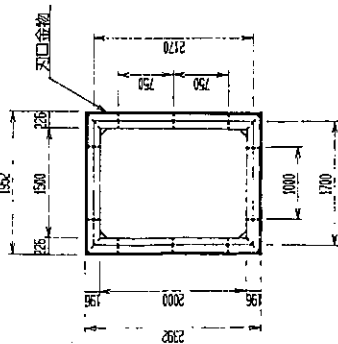
鋼板コンクリート配筋図 S=1/20



鋼板コンクリート配筋図 S=1/20



刃口金物詳細図 S=1/20

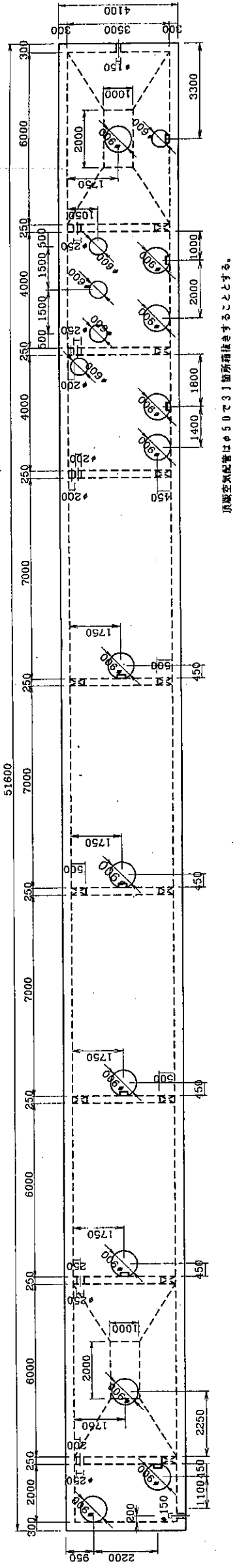


刃口金物 材料表

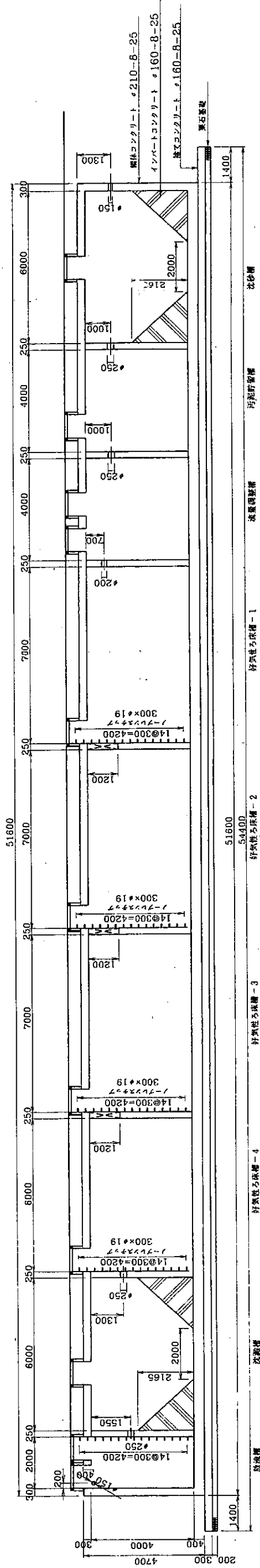
| 種別 | 断面 | 長さ | 本数 | 単位重量 | 1部当り重量 | 質量 | 備考 |
|-----|--------|------|----|--------|--------|---------|-------|
| | | mm | | kg/m | kg/部 | kg | |
| P1 | 200x16 | 2360 | 2 | 35.160 | 82.945 | 165.892 | SS400 |
| P2 | 200x16 | 1952 | 2 | 35.160 | 68.648 | 137.296 | SS400 |
| P3 | 110x16 | 2360 | 2 | 13.815 | 32.606 | 65.212 | SS400 |
| P4 | 110x16 | 2170 | 2 | 13.815 | 29.981 | 59.962 | SS400 |
| P5 | 95x16 | 1920 | 2 | 11.932 | 22.980 | 45.960 | SS400 |
| P6 | 95x16 | 1700 | 2 | 11.932 | 20.284 | 40.568 | SS400 |
| P7 | 200x9 | 2360 | 2 | 20.099 | 48.354 | 96.708 | SS400 |
| P8 | 200x9 | 1920 | 2 | 19.076 | 36.636 | 73.272 | SS400 |
| P9 | 200x9 | 200 | 5 | 14.130 | 2.826 | 14.130 | SS400 |
| P10 | 200x9 | 170 | 4 | 14.130 | 2.402 | 9.608 | SS400 |
| | | | | | 計 | 711.372 | |

処理施設躯体構造図 S = 1 / 80

平面図



立面図



沈砂槽

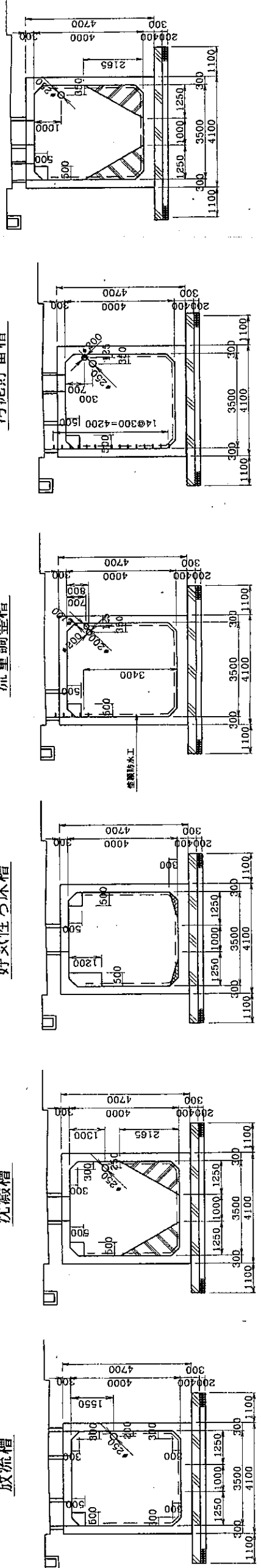
汚泥貯留槽

流量調整槽

好気性ろ床槽

沈澱槽

放流槽



* 機体内空室には、液面より1.4mの高さまでの全空室に
 ついては汚泥貯留槽を設けずとも可とする。
 (インバーコンタリ-1については、除外する。)
 排水量は、3回繰り返す。

市川市水質浄化施設(1号機)点検報告書

報告者

点検日時 年 月 日 時間 : 天候 気温 °C

1. 一般管理項目[現地測定]

| | 原水導入量 | 水温 | 透視度 | 記事 |
|-----|-------------------|----|-----|----|
| 原水 | m ³ /H | °C | cm | |
| 処理水 | — | °C | cm | |

| | 沈砂槽 | 流調槽 | BM1槽 | BM2槽 | BM3槽 | BM4槽 | 沈殿槽 | 放流槽 |
|------|-----|-----|------|------|------|------|-----|-----|
| D O | | | | | | | — | |
| 散気管 | — | | | | | | — | — |
| スカム | | | | | | | | |
| 泡立ち | | | | | | | | |
| 色調 | | | | | | | | |
| 接触ろ材 | — | — | | | | | — | — |

2. 機器類の点検項目[現地測定]

| | 電流値 | 絶縁値 | フロート | タイマ | フィルタ | オイル | 記事 |
|---------------|-----|-----|------|-----|------|-----|----|
| 原水ピットポンプ P0-1 | | | | | — | — | |
| P0-2 | | | | | — | — | |
| P1-1 | | | | | — | — | |
| P1-2 | | | | | — | — | |
| 流調ポンプ P2-1 | | | | | — | — | |
| P2-2 | | | | | — | — | |
| 放流ポンプ P3-1 | | | | | — | — | |
| P3-2 | | | | | — | — | |
| 消泡ポンプ P4 | | | — | — | — | — | |
| 排水ポンプ P5-1 | | | | — | — | — | |
| P5-2 | | | | — | — | — | |
| 流調ブロワ B1 | | | — | — | | | |
| 好気性ブロワ B2-1 | | | — | — | | | |
| B2-2 | | | — | — | | | |
| B2-3 | | | — | — | | | |
| 換気ファン F | | | — | | — | — | |

現状詳細

対 処

市川市水質浄化施設(2号機)点検報告書

報告者

点検日時 年 月 日 時間 : 天候 気温 °C

1. 一般管理項目[現地測定]

| | 原水導入量 | 水 温 | 透 視 度 | 記 事 |
|-----|-------------------|-----|-------|-----|
| 原 水 | m ³ /H | °C | cm | |
| 処理水 | — | °C | cm | |

| | 沈砂槽 | 流調槽 | BM1槽 | BM2槽 | BM3槽 | BM4槽 | 沈殿槽 | 放流槽 |
|------|-----|-----|------|------|------|------|-----|-----|
| D O | | | | | | | — | |
| 散気管 | — | | | | | | — | — |
| スカム | | | | | | | | |
| 泡立ち | | | | | | | | |
| 色 調 | | | | | | | | |
| 接触ろ材 | — | — | | | | | — | — |

2. 機器類の点検項目[現地測定]

| | 電流値 | 絶縁値 | フロート | タイマ | フィルタ | オイル | 記事 |
|----------|------|-----|------|-----|------|-----|----|
| 原水ピットポンプ | P1-1 | | | | — | — | |
| | P1-2 | | | | — | — | |
| 流調ポンプ | P3 | | | | — | — | |
| | P4 | | | | — | — | |
| 放流ポンプ | P5 | | | | — | — | |
| | P6 | | | | — | — | |
| 消泡ポンプ | P7 | | — | — | — | — | |
| 沈砂ポンプ | P8 | | — | | — | — | |
| 汚泥引抜ポンプ | P9 | | | — | — | — | |
| 排水ポンプ | P10 | | | — | — | — | |
| 流調ブロワ | B1 | | — | — | | | |
| 好気性ブロワ | B2 | | — | | | | |
| | B3 | | — | | | | |
| 換気ファン | F | | — | | — | — | |

現状詳細
対 処

市川市水質浄化施設(3号機)点検報告書

報告者

点検日時 年 月 日 時間 : 天候 気温 °C

1. 一般管理項目[現地測定]

| | 原水導入量 | 水 温 | 透 視 度 | 記 事 |
|-----|-------------------|-----|-------|-----|
| 原 水 | m ³ /H | °C | cm | |
| 処理水 | — | °C | cm | |

| | 沈砂槽 | 流調槽 | BM1槽 | BM2槽 | BM3槽 | BM4槽 | 沈殿槽 | 放流槽 |
|------|-----|-----|------|------|------|------|-----|-----|
| D O | | | | | | | — | |
| 散気管 | — | | | | | | — | — |
| スカム | | | | | | | | |
| 泡立ち | | | | | | | | |
| 色 調 | | | | | | | | |
| 接触ろ材 | — | — | | | | | — | — |

2. 機器類の点検項目[現地測定]

| | 電流値 | 絶縁値 | フロート | タイマ | フィルタ | オイル | 記事 |
|----------|------|-----|------|-----|------|-----|----|
| 原水ピットポンプ | P1-1 | | | | — | — | |
| | P1-2 | | | | — | — | |
| 流調ポンプ | P3 | | | | — | — | |
| | P4 | | | | — | — | |
| 放流ポンプ | P5 | | | | — | — | |
| | P6 | | | | — | — | |
| 消泡ポンプ | P7 | | — | — | — | — | |
| 沈砂ポンプ | P8 | | — | | — | — | |
| 汚泥引抜ポンプ | P9 | | — | | — | — | |
| 排水ポンプ | P10 | | | — | — | — | |
| 流調ブロワ | B1 | | — | — | | | |
| 好気性ブロワ | B2 | | — | | | | |
| | B3 | | — | | | | |
| 換気ファン | F1 | | — | | — | — | |
| | F2 | | — | | — | — | |

現状詳細
対 処

河川・水路等維持管理業務共通仕様書

1 適用範囲

- (1) 河川・水路等維持管理業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市（以下、「委託者」という。）が発注する河川、水路、調整池および関連する施設等における除草、刈込、剪定、浚渫、清掃および害虫防除等の維持管理業務を委託する場合の業務内容その他必要な事項を定めるものとし、もって適正な執行を確保するものとする。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかにより定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書がある場合は、特記仕様書に記載している内容を優先するものとする。なお、共通仕様書と特記仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。
- (4) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書に定める作業の変更、中止を行う場合は、この限りではない。

2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (6) 「共通仕様書」とは、当該業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- (8) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の履行についての受託者に対する指示、承諾または協議を行う権限を有する者をいう。

3 業務責任者の適正な配置

- (1) 受託者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該作業現場に業務責任者を配置し、受託業務の管理および統括を行わなければならない。
- (2) 業務責任者は、当該業務についての高度な技能および判断力ならびに指導力を有し、

実務経験が3年以上の者とする。なお、業務責任者は当該受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

- (3) 業務責任者は、業務内容を総合的に把握し、次の事項を含む管理業務を常時継続的に行うものとする。
 - ア) 業務を円滑に実施するために委託者との打合せ・協議および関係機関との連絡・調整を行うものとする。
 - イ) 業務を適切に行える業務従事者を人選し、能力に応じた配置を行うものとする。
 - ウ) 業務計画を立案し、業務を直接行う者（以下「業務従事者」という。）に業務の目的および業務内容の周知を図るものとする。
 - エ) 業務の実施においては、業務従事者を指揮し、現場状況に応じた指導・教育を行うものとする。
 - オ) 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令を遵守するとともに、業務従事者への安全衛生管理および第三者に対する安全衛生に関する配慮を行うものとする。
- (4) 業務責任者は市民からの問い合わせや要望・意見（以下「要望等」という。）があった時は誠実に対応するものとする。この要望等が受託業務の範囲内と判断した場合は、速やかに対応するものとする。また、受託業務外の要望等あるいは業務責任者が判断できない要望等の場合は、その要望等を当日中に監督職員に連絡し、指示を受けるものとする。

4 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ア) 受託者が再委託業務について「業務計画の作成」、「工程管理」、「出来形・品質管理」、「完了検査」、「安全管理」、「協力者への指導監督」等について主体的な役割を現場で果たすこと。
 - イ) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - ウ) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

5 土地への立入り

受託者は、当該業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督職員および関係者と十分な協議を行い、業務を円滑に履行するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員へ報告し、指示を受けなければならない。

6 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内かつ、業務開始までに計画工程表、作業方法、安全管理その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ業務計画書を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ること。なお、監督職員に不備を指摘された場合はただちに修正を行い、監督職員の承諾を得てから、業務に取り掛かること。
 - ア) 業務概要
 - イ) 計画工程表
 - ウ) 現場組織表（業務責任者、作業員名簿、業務に必要な資格の控え、施工体制台帳等）
 - エ) 使用機材、車両（車検証の控え等）
 - オ) 主要材料（MSDS等）
 - カ) 作業方法
 - キ) 施工管理計画（出来形管理、品質管理、写真管理等）
 - ク) 安全管理（安全訓練等の実施）
 - ケ) 緊急時の連絡体制（休日の連絡先、救急病院への案内図等）
 - コ) 交通管理（作業帯図、交通規制帯図等）
 - サ) 環境対策
 - シ) 現場作業環境の整備
 - ス) その他当該業務に必要と認める事項
- (2) 受託者は業務計画書を遵守し、受託業務にあたらなければならない。

7 作業の連絡

- (1) 受託者は作業実施にあたり、週間予定表および実施報告書を週初めの8時40分までに監督職員に提出すること。
- (2) 受託者は週間予定表に則って作業を行い、予定の変更がある場合は事前に監督職員に連絡すること。

8 作業写真および成果品

- (1) 受託者は、千葉県写真管理基準に則って写真管理を行うこと。なお、夜間撮影においては高感度（ISO400以上）カメラにて撮影し、作業内容が分かるようにすること。
- (2) 受託者は、前項の作業写真について日々整理を行い監督職員から請求があった場合に、ただちに提示しなければならない。
- (3) 受託者は、業務が完了したときは、成果品として次に掲げる書類および完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。
 - ア) 出来高数量表（平面図、求積図等出来高の分かるものを添付すること）
 - イ) 実施工程表（計画工程表と比較できるもの）
 - ウ) 打ち合わせ記録簿（Eメール・口頭協議・指示も記録簿に残すこと）
 - エ) 作業報告書（作業内容、日時、天候、作業人数、使用機械、氏名等の分かるもの）

- オ) 各種伝票の写し(主要材料、発生材等)および集計表
- カ) 作業写真(作業前、作業後、作業中がはっきりとわかるもの。なお、写真に日付を写しこむこと)
- キ) 安全教育等記録の写し
- ク) その他当該業務に必要と認めた書類

9 安全等の確保

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、作業着手前までに関連作業員を集めて適切な時間をかけて新規入場者教育および、半日程度かけて当該業務に必要な安全衛生教育を行うこと。また、業務途中で新たに加わる作業員についても同様に教育を行うこと。
- (2) 受託者は作業開始前に作業員全員を集めて、当日の作業内容による安全教育(KYK)等注意点を確認してから作業を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に際して適切な作業帯・交通規制帯の設置および交通誘導員を配置し、作業員の安全確保と共に付近住民、通行人および通行車両等第三者の安全確保に努めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じておくこと。
- (5) 受託者は、業務実施中の安全管理について、適時巡視を行って指導および監督に努めること。
- (6) 上記の安全教育等に関してはすべて記録に残し(日時、内容、参加者、状況写真等)、写しを成果品と合わせて提出すること。

10 損害賠償等

- (1) 受託者は、当該業務の実施に伴って受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務実施中に事故が起こったときは、ただちに関係機関に通報するとともに、受託者は自らの責任において処理するものとする。
- (3) 前項の場合において、受託者は、事故の経緯について、事故発生後ただちに監督職員に口頭連絡し、その後速やかに書面をもって経過報告すること。

11 緊急時の連絡体制

受託者は、災害等が発生した場合および発生が予測される場合は、臨機の対応がとれるよう緊急時の連絡体制に基づいて、被害を最小限に食い止めるものとする。

12 業務上の配慮事項

- (1) 受託者は、業務従事者の服装や行動について、施行場所の利用者および近隣住民に不快感を与えないように配慮するとともに、業務の実施にあたり、事前に近隣住民や利用者等に案内等の周知を図るものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に際しては、適切な環境対策を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

1 3 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

1 4 その他

- (1) 委託者は受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は委託者より改善を求められた場合は原因追求を行って業務の改善を図り、原因・改善方法について委託者に改善報告書を提出し、承諾を得てから業務の再開をしなければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない業務上必要な軽易な事項については、関係法令等を遵守し、受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、委託者からの指示に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告するものとする。
- (5) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 浚渫、清掃、剪定、刈込、除草等による発生材については、それぞれ産業廃棄物または一般廃棄物として収集・運搬および処分を行うものとし、処理施設で適正に処分した旨を示した伝票等を提出しなければならない。
- (7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項については、各種共通仕様書等を参考に監督職員と協議し、決定するものとする。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 _____ 金 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日